

中国民事訴訟法の実施中の問題点と今後の改革展望

著者	李 浩
雑誌名	関西大学法学論集
巻	55
号	3
ページ	921-928
発行年	2005-09-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/12065

において、いずれも作用を發揮しています。第二は、人民調停制度が紛争解決のなかで重要な作用を發揮していることです。第三は、経済発展と国際交流の増加につれて、仲裁が民事紛争解決において果たす役割が大きくなってきていることです。第四は、訴訟は依然として紛争解決の最も重要な手段であることには変わりはありませんが、訴訟において当事者が果たす役割は次第に大きくなってきていることです。訴訟での人民法院による調停は次第に少なくなる傾向にあります。

「中国民事訴訟法の実施中の問題点と今後の改革展望」

南京師範大学法学院教授

李

浩

(通訳・中国弁護士

劉

新 薇)

私の報告の前に、以下の三つのお礼とお祝いの言葉を申し上げます。まず、山中教授のご招聘で、この関西大学法科大学院開設記念シンポジウムに参加させていただき、私が長い法教育歴史のある大学で中国の民事訴訟法を紹介する機会をいただきましたことに感謝いたします。次は、関西大学法科大学院開設についてお祝いを心から申し上げます。さらに、南京師範大学も一〇二年の歴史のある大学であります。私の今度の講演を機会に、これから関西大学の先生方と南京師範大学の先生との間で交流関係を持ちたいと思っております。

さて、私の報告のテーマは、「中国民事訴訟法の実施における焦点問題、及び今後の改革展望」であります。

「グローバル企業と現代中国ビジネス法」(二・完)

四〇一 (九二二)

中華人民共和国の第一部の「民事訴訟法」は、一九八二年に公布されました。一九九一年四月には、この民事訴訟法に対して全面的な改訂がされました。改訂後の民事訴訟法は、今まで一三年実施されてきました。この民事訴訟法の改訂について四つの理由がありました。この一三年において、中国の社会は、さらに市場化及び法治化の道をたどり、民事訴訟法が新しい社会生活に適応しきれないところが現れ、現行民事訴訟法は、その実施において幾つかの問題と欠陥が露呈してきました。この一三年において、最高人民法院も司法改革及び民事審判実務のなかで新たな経験を蓄積しました。また、中国の学者も民事訴訟理論に対する研究において新たな成果を積み上げてきています。そのために、民事訴訟法の改訂問題は次第に現実のものとなり、第一〇期全国人民代表大会は、民事訴訟法の改訂をその立法計画に組み入れています。

本日、私は八つの方面から中国民事訴訟法の改訂について紹介します。

第一は、弁論原則の充実であります。

民事訴訟法第一二条は、弁論原則を規定しています。すなわち、人民法院の民事案件の審理にあたり、当事者は弁論をする権利を有すると規定しています。しかし、この弁論原則の内容は、基本的にその原則及び歴史と伝統から乖離し、空洞化の欠陥があります。法律は、当事者間の弁論と裁判所の裁判との間の関係を明確に規定していないため、審判実務において裁判所の審判が当事者の弁論から外れるところがありました。

弁論主義は、大陸法系民事訴訟法における原則の一つです。日本法、ドイツ法の通説によれば、弁論主義は以下の三つの内容を含むものとされています。

- ① 権利義務関係の発生又は消滅を直接決定する事実は、当事者の弁論により現れたものでなければならぬ。
- ② 当事者双方の争いのない事実については、法院は、それらを判決の基礎としなければならない。法院は原則として当事者が訴訟における自認制度を受ける。
- ③ 法院が取り調べる証拠は、原則的に当事者が取り調べを申請した証拠に限定される。

二〇世紀八〇年代後半から、中国の法院は、民事審判方式に対して改革を行いました。審判方式の改革は弁論原則の回帰をもたらしました。具体的には次ぎのような点です。

a. 事実は、当事者が訴訟に引き入れるべきものであることを強調し、法院は当事者の主張した事実に対し審理を行わなければなりません。

b. 最高人民法院の司法解釈によって、訴訟上の自認制度を確立しました。訴訟において自認した事実を証明範囲から排除されました。(劉通訳から「皆様の手元に日本語版の資料があると思いますが、自認制度を自白制度と翻訳されていますが、実際はこの自認制度とは当事者が自ら認めた事実と相手から主張した事実を認めることの両方が含まれております」との注釈あり)

c. 当事者の証拠提出責任を強化し、法院がその職権により証拠を調べる範囲を縮小して制限しました。最高人民法院の証拠規則によって、人民法院はその職権による証拠調べは、以下の二つの面に限定されております。その一は、国家利益損害、社会公益損害、第三者權益損害に関するものであり、第二は、手続的当事者追加、訴訟中止、訴訟終結、回避に関することです。

第二は法院調解制度の整備であります。

調解は、中国法院の民事訴訟案件処理における基本制度の一つです。中国民事司法において重要な地位を占めております。中華人民共和国成立後の四〇年において、中国の民事政策、法律は調解を非常に突出した地位に位置づけました。長期にわたり主に調解方式で民事紛争を処理してきました。約七〇%以上の民事紛争が法院調解によって解決されました。

今日、午前中、潘先生が紹介されたとおり、二〇世紀九〇年代以来、法院調解による案件の終了率は下がり続けております。二〇〇三年に調解率は三〇%まで下がりました。逆に、判決による紛争解決は一三%上がっております。

調解による案件終了率の急激な低下は、法院が有効に民事紛争を解決することには不利であり、そのために去年以来、最高人民

法院は再度、調解を重視して強化し始めています。最高人民法院は、その司法解釈において、以下の六種類の案件について審理に当たっては、まず調解を行わなければならないと規定しております。

第一、婚姻家族に関する紛争、相続関係に関する紛争。

第二、労務契約に関する紛争。

第三、交通事故及び労災事故により生じた権利義務関係が比較的に明確な損害賠償紛争。

第四、住宅地及び隣人関係に関する紛争。

第五、パートナー協議に関する紛争。

第六、訴訟目的額が比較的低額な紛争。

法院調解制度を整備するための一つの方策として、民事案件を分類して、そのなかから調解による解決に適応する紛争を選び出して、人民法院がこれらの調解に適応する案件を解決するときには、まず調解を行わねばならず、調解ができなかった場合に初めて判決を行うことを規定することが考えられています。

第三は、積明制度の整備であります。

積明とは、大陸法系国家における制度の一つであり、当該制度は裁判官が当事者に発問、注意の促進、告知を行って、当事者にその主張を明確にさせ、その陳述を整え、その証拠を補充させることで、当事者に訴訟権利を十分に行使させるようにしたうえで、人民法院が、案件に対して充実した審理を行うことを保証するものであります。

現行の中国民事訴訟法では、積明制度を規定しておらず、弁護士強制代理についての規定もありません。訴訟実務において相当数の案件は、当事者本人が訴訟を行っています。当事者は一般的に法律に詳しくないために、陳述が不完全、不明瞭であり、適宜証拠もしくは補足証拠を提供することを知らず、法律規定に対して誤解がある等の状況は免れ難いのです。

そのため民事訴訟法において、積明制度を設けることは、とても必要が高いことであります。中国の最高人民法院は、すでに司

法解釈において、裁判官に対し釈明を行うことを要求しています。例えば法院が当事者に、挙証通知書を送付することを要求しております。

現在の問題は、民事訴訟法の改訂を通じて、現在司法解釈で解釈されたその内容を法律規定まで引き上げることです。

第四は、少額訴訟制度の整備であります。

中国の現実生活において、大量の少額民事紛争が存在しています。中国の工商部門の統計によると、二〇〇三年工商部門が受理した消費者の訴えのうち、一〇〇〇元以下及び一〇〇〇元から一〇〇〇〇元の少額申立てがそれぞれ七五・一％と二一・五四％を占めています。

現行の民事訴訟法は、普通手続及び簡易手続の第一審手続を規定しているのみで、簡易手続は普通手続より簡便で早くはありませんが、少額紛争にとっては、その訴訟コストはそれでもまだ高すぎるものであります。

そのために、民事訴訟法を改訂する際に、簡易手続よりさらに簡便で早く融通性がある専門に少額訴訟を処理する手続を設けることが必要であり、民衆が司法に近づいて法院を通じて正義を求めるための便宜を図らなければならないと思います。

第五は、公益訴訟制度の整備であります。

公益は私益に相對するものであり、公共の利益を指し、不特定多数の人の利益を指しています。中国は、市場経済への轉換において著しく公益を害することが発生しております。例えば企業が劣悪な偽物を生産して消費者の生命や健康に危害を与える事案。例えばこの前、中国の安徽省フヨウ県において、十数人の頭が大きい赤ちゃん事件が発生しました。これは栄養のあまりない粉ミルクを食べて起きたものであります。また、企業の生産において排出された廃棄物が著しく環境を汚染することや、国有企業の企業制度改革の機会を借りて私利を図り、低額で国有資産を払い下げ、大量の国有資産の流失をもたらしたことがあります。これらの侵害行為は大多数の者の少額利益を害したり、害を受ける主体が不明瞭なものであります。

中国の民事訴訟法は、代表人訴訟制度を規定していますが、この制度を利用して公益侵犯の民事紛争を処理するには、あまり効

果がないため、一部の学者が公益訴訟制度の設立を提案しています。司法実務において中国の檢察機關は国有資産の流失を防ぐために、かつて原告の身分で契約無効の訴訟を提起したことがあります。その原因は、国有企業法を改正するときに、国有企業の資産を低額で譲渡することになりました。

第六は、二審制から三審制への改革です。

中国には、四つの級の法院がありまして、すなわち、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院です。民事訴訟法の規定によって各級の法院がいずれも第一審民事案件を管轄することができます。基層人民法院は法によりその他三級の人民法院が管轄する案件以外の案件を管轄する。審判実務において大部分の民事案件は基層人民法院が管轄しています。中国民事訴訟法は二審終審制度を實行しており、第二審は事実審でもありますが、法律審でもありません。

大部分の案件を基層人民法院が管轄すること及び二審終審制度による一つの大きな問題は大多数の案件の終審法院は中級人民法院になることであり、中級人民法院の数は多くて、全国に数百あります。このため、裁判官の価値傾向の相違、法律に対する理解の相違、適用する法律の不一致によって、同様な案件であっても、異なる法院の審判によって、その結果が異なります。これは終審法院の数が多くて、級別が低く、加えて専門の審査等級による下級法院の法律適用問題を審査しないために、法律適用の不統一が生じ、憲法の規定する「国家は社会主義法制の統一を擁護すること」及び「中華人民共和国公民は法律の前においてみな平等であること」の実現が影響を受けていることを意味しております。

そのために、現行の審判級別に対する制度改革を行い、二審終審を三審終審に改めることが必要となります。第三審は法律審で、第三審法院は専ら法律適用に不服で提訴する上訴を受理することになります。

第七は、証拠制度の整備であります。

大部分の民事案件は、事実に対する争いのため、証拠制度は民事訴訟においてその地位は大変重要であります。しかし、現行民事訴訟法の証拠に対する規定は非常に簡略で、数えても一二の条文しかありません。このために、二つの問題が生じました。一つ

は当事者が証拠に関係する権利の行使、もう一つは裁判官が裁判における証拠の運用、この両方において、必要な規範による指揮、拘束が不足しております。

そのために、今度の民事訴訟法の改訂の機会を借りて証拠に関連する条項を増やすことが必要であります。例えば中国の審判において証人が法廷に出て証言することを拒否し、このことで裁判官は、とても頭を痛めています。民事訴訟法の証人についての規定が簡単すぎると言えることと直接に関係しております。

学者たちは、民事訴訟法において、証言拒否の特権、証人出廷を保証する措置、証言前の宣誓、証人証言の費用の補償に対して規定しなければならぬと提案しております。書証については、書証の提出義務、法院に書証取得を申請する手続なども規定することが必要であります。

第八は、再審制度の改革改善であります。

再審制度は、判決、裁定、調解調書がすでに法律効力を発生した案件に対して再度の審理を行う制度であります。中国の民事訴訟法において、再審制度は裁判監督手続により規定されております。

中国の民事訴訟法によって再審を行うために、三つの道があります。一つは法院がその職権によって再審を提起すること。二つめは当事者による再審の申立て。三つめは檢察機関による控訴の提出であります。

再審制度に存在する問題は、主に二つあります。一つは再審を提起する主体があまりにも多いこと。もう一つは、再審の回数が無制限になっていることで、このために、いくらかの案件が複数で再審され、繰り返し再審されることがありまして、判決の既判力と手続の安定性に著しく影響を与え、これらの問題によって、いくらかの案件は終結できなくなってしまいました。

そのために、再審の回数の制限に対し、訴訟理論界及び司法実務部門は、すでに共通認識に至っております。最高法院の最近の司法解釈も「いかなる方式であっても、裁判監督の手続を起動した場合は、一般的に再審は一回だけとする」と規定しています。ただし、法院がその職権に基づいて発動する再審を取り消すべきか否か、又は檢察機関が控訴を提出することを取り消し、もしくは

は制限すべきか否かについては理論界及び実務部門において意見が相当分かれております。

民事訴訟法は、この難しい問題について今のところは、どのように修正すべきかについては、まだ明らかになっておりません。私の報告は、以上です。どうも、ありがとうございました。

「中国における労働紛争の解決制度」

上海市華鑫律師事務所・中国律師 高 華 鑫

ご紹介いただきました高華鑫と申します。先ほど学長先生の開会のご挨拶で言われたように、私は十数年前に、関西大学大学院で勉強いたしました。私の恩師である村井正教授、菱田政宏教授及び関西大学法学部の諸先生から教えられたことが、私の「法」の知識となっております。また、一方で日本法の実務についていえば、大江橋法律事務所で塚本先生に十数年にわたって法律実務の勉強をさせていただきました。たまたま塚本先生も、今回、関西大学法科大学院の特任教授となられまして、今回、母校でお話することができて非常にうれしく思っております。

私に与えられたテーマは、「中国における労働紛争の解決制度」です。その制度自身は一見すれば、非常に立派な制度ですが、その規定は、各地方、各部門、各会社で解釈が全然違ってきます。私も大江橋時代にしても、今の事務所にしても、日中取引の關係で仕事をしています。中国に駐在する総経理、すなわち、現地の最高責任者（社長）の悩みには二つあります。一つの悩みは